

令和7年第3回浜松市農業委員会総会 会議録

1 開催日時及び会場

令和7年3月14日(金) 午後2時30分～午後3時57分 浜名区役所 3階 大会議室

2 出席状況 ※委員氏名の数字は議席番号

出席委員 23名

岡野慶春①、松島好則②、青木俊博③、谷野哲生④、江間栄作⑤、中嶋宗一⑥、鈴木満彦⑦、足立侑律⑧、袴田博子⑨、島英雄⑩、内山進吾⑪、岡本純⑫、山中秀三⑬、安間利和⑭、後藤剛⑮、平野和重⑯、森島倫生⑰、鈴木英雄⑱、水崎久司⑲、森下孝雄⑳、鈴木緑㉑、伊藤安子㉒、高林美智代㉓

欠席委員 1名

鈴木要㉔

事務局職員 12名

鈴木智久、齋藤和也、石川宗明、奥山英洋、河村幸一郎、縣弘之、吉山和志、鈴木利枝、渡邊光二、笠原直人、佐藤将太、佐々木朝飛

3 傍聴者 0人

4 議事内容

(1) 審議事項

- 第15号議案 農地法第3条の規定による許可について
第16号議案 農地法第4条の規定による許可について
第17号議案 農地法第5条の規定による許可について
第18号議案 非農地証明について
第19号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
第20号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について
第21号議案 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について

(2) 報告事項

- 報第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報第19号 買受適格証明願について(5条届出競売)
報第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第21号 農地の地目変更登記に係る報告について
報第22号 農業用施設証明について

5 記録方法 全部記録、録音無

6 会議記録

局長 皆様、こんにちは。

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、只今から令和7年第3回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員数ですが、定数24名のところ现阶段で23名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。欠席者につきましては、議席番号23番鈴木要委員となります。

また、会議中は携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、後藤会長、ごあいさつに続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 皆様改めまして、こんにちは。

本日も皆さんには大変お忙しい中を、農業委員会の総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。現在ですね、新聞、ニュース等で行われております、岩手県の大船渡市であります、3.11で津波で家が流されて大変な思いをしたのが今から14年前であります。今度は山火事で山に住んでいる方が家が倉庫が燃えてしまったという事です。大船渡市の火事がですね全体の約9%が焼失したという事です。14年前には海岸沿いの人が津波で家が流され、今度は山火事によって、山の中腹の方が家が焼けてしまったと。自分たちはどこに住めばいいのか。大変つらい思いをしたという事です。私たち、浜松も南海トラフ地震が今年2025年8月に来ると言われております。また、今年から3年の間に地震が来る確率が80%であるということも言われております。必ず地震は来ます。皆さんは常にですね、避難訓練等もしていると思いますが、まず命を守るために、水と食料を家族3日分を必ず用意しておく。明日地震が来るかもしれませんし、いつ来るかわかりません。でも必ず来るという事を頭に入れておいてもらいたいと思います。農畜産物他いろいろ被害が出ているわけですが、そちらの方は長い時間をかければまた元に戻すことができます。なので、まずは命を守ることが大切な事ではないかと思っております。またですね、2024年の小学校6年生の調査で、なりたい職業何かという事ですが、やっぱり一番がスポーツ選手で、二番が医者、三番が教員ということで、十番まで行っても、農業という字はでておりませんでした。一方で、大学生に、就職活動の中でどういう職種が興味ありますかという質問に対しては、男子が一位がソフトウェア、情報処理と。いう事で二位が銀行員、証券会社。三位が食品、農林水産ということで、まったく農業というわけではないですが、こういう「農」に関わる所に興味がある学生がいると。また女性に関しては一位が情報処理で、二位が食品、農林水産ということで、だんだん時代が農業の方に向けて来ているという事があります。いま農業が担い手不足ということが言われておりますが、新規就農、本当にやる気のある人が入ってきた場合には、本当に伸びしろしかない。5年10年の間に法人化して30町歩、50町歩作って、従業員も40人、50人、100人という方も出てきております。そういう方がこれから農業を変えていくのかな、と思っておりますし、親元就農の制度も今国が考えてくれております。これから、農業もですね、盛んになり、担い手がやりやすくなるようにですね、いろいろ考えていくというのが、農業委員の仕事の一つだと思っておりますので、皆さんのこれからのご尽力よろしくをお願いいたしまして、私

の挨拶とさせていただきます

会長 それでは、只今から、令和7年第3回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 それではここからの進行は、議長として後藤会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号20番の森下孝雄委員、議席番号21番の鈴木緑委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第15号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。第15号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

鈴木利枝 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号79番外38件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が20件、贈与に係る案件が13件、賃貸借に係る案件が1件、区分地上権に係る案件が5件でございます。

また、新規の方は9件、新規農地所有適格法人は1件、外国籍の方は3件です。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案7ページ、地区「水窪」、整理番号117番は贈与に係る案件でございます。

譲受人は、[]にお住いの[]さん、[]歳でございます。[]さんは、従前から県外に居住されている土地所有者に申請地の耕作の協力を依頼されましたが、この度申請地の管理・取得を要望され、申請にいたったものでございます。申請地は、[]の畑で、取得後はお茶、花木、果樹を作付けしていく計画でございます。

以上の案件につきましては、「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青木 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。

中嶋 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします。

鈴木満彦 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足立 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
岡 本 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
山 中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。
安 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。
平 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
森 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 続いて、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。
水 崎 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の森下委員からお願いします。
森 下 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
（意見なし）
議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
第 15 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認すること
にご異議ございませんか。
（異議なし）
議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
次に、第 16 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事
務局から、説明をお願いします。
齋 藤 それでは、お手元の議案 9 ページをご覧ください。第 16 号議案「農地法第 4 条の規定
による許可について」でございます。担当から説明いたします。
鈴木利枝 今月の申請案件は、地区「中ノ町」、整理番号 12 番外 3 件でございます。
転用目的別の内訳は、貸駐車場が 1 件、自己用住宅関連が 1 件、農家住宅・農業用施
設関連が 2 件でございます。
また、農地区分別の内訳は、第 1 種農地が 1 件、第 2 種農地が 1 件、第 3 種農地が 2
件でございます。
なお、是正案件は 13 番、14 番、15 番です。
説明は以上でございます。
議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。
松 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

佐々木 申請地はコンクリート舗装し、周囲には擁壁工を設置する計画であること、汚水雑排水は、合併浄化槽を通して排水路へ放流する計画であること、雨水排水は、敷地内側溝から調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。

松島 調査会で審議したところ特に問題ありませんでした。

議長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青木 調査会で審議したところ特に問題はありませんでした。

議長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。

江間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。

中嶋 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします。

鈴木満彦 調査会で審議したところ特に問題はありませんでした。

議長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足立 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴田 調査会で審議したところ特に問題ありませんでした。

議長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

- 議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
- 森 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議 長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。
- 鈴木英雄 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の森下委員からお願いします。
- 森 下 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
- 只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
- (意見なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
- 第 17 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
- 次に、第 18 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。
- 齋 藤 それでは議案 23 ページをご覧ください。第 18 号議案「非農地証明」について担当から説明いたします。
- 佐々木 今月の申請案件は、地区「花川」、整理番号 6 番外 12 件でございます。
- 地区「花川」、整理番号 6 番の申請地は昭和 45 年に工場・住宅が建築され、宅地利用されているものです。
- 議案 23 ページから 25 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 7 番から 17 番は近接地での同一目的での申請のため、まとめて説明いたします。
- 整理番号 7 番から 17 番の申請地は、平成 16 年に植林され、山林利用されているものです。
- 地区「春野」、整理番号 18 番の申請地は昭和 40 年に植林され、山林利用されているものです。
- 説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
- (意見なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
- 第 18 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
- 次に、第 19 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。
- 齋 藤 それでは、お手元の議案 27 ページをご覧ください。第 19 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」でございます。担当から説明いたします。

石 川 相続税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、また相続人が相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業を開始し、その後も継続して農業を行うと認められることが条件となります。これらの条件を満たしていることを農業委員会が証明するものが、適格者証明です。

今月の申請案件は、地区「和合」、整理番号1番、外1件でございます。

被相続人は、[]に亡くなられた、[]さんです。相続人は、[]
[]在住の[]で、[]の[]さん []歳です。[]さんは現在、申請地において農業を営んでおります。

申請地は、[]の畑1,937㎡です。

令和7年2月に本人立ち合いのもと現地調査及び聞き取り調査を実施しました。その結果、スイカと白菜を耕作していること、農地として適正に管理されていることを確認いたしました。また、申請者への聞き取りにより、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、そして申請者自身も今後継続して農業を行う意思があることを確認しました。これらの事実に基づき、相続税納税猶予の適格者証明の交付が適当であると判断いたします。

続きましては、地区「三方原」、整理番号2番でございます。

被相続人は、[]に亡くなられた、[]さんです。相続人は、[]
[]在住の[]である[]さん []歳です。[]さんは現在、申請地において農業を営んでおります。

申請地は、[]の畑1,412㎡です。

令和7年2月に本人立ち合いのもと現地調査及び聞き取り調査を実施しました。その結果、みかんが耕作されており、農地として適正に管理されていることを確認いたしました。また、申請者への聞き取りにより、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、そして申請者自身も今後継続して農業を行う意思があることを確認しました。これらの事実に基づき、相続税納税猶予の適格者証明の交付が適当であると判断いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第19号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第20号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続き(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案29ページをご覧ください。第20号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続き(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」でございます。担当から説明いたします。

石 川 相続税の納税猶予の特例の適用から、20年経過することによる相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

今月の申請案件は、地区「細江」、整理番号1番でございます。被相続人は、 に亡くなられた、 さん。相続人は、 にお住いの、 さん、 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在ともに2,227㎡です。現地調査をした結果、農地は適正に管理されていました。その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
第20号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続き(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
次に、第21号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案31ページをご覧ください。第21号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」でございます。担当から説明いたします。

石 川 委員該当案件がありますので、よろしくお願ひいたします。
議 長 それでは、委員該当案件がありますので、 委員はご退室をお願いします。
(委員退室)

議 長 それでは、事務局、説明をお願いします。

石 川 それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。
法改正前の制度である、令和6年度第12回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。

公告予定は令和7年3月19日となります。

2枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計757筆、650,281.03㎡の内訳でございます。

今月は、長上地区での10筆をはじめとして、計27地区での利用権設定を予定しております。

その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。

1ページから65ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるものを掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

全部で9件になります。

1ページの1番、2番をご覧ください。 さんです。認定農業者の さんのもとでみかんの栽培を学び、今回の申請にいたしました。 外1筆

石 川 の畑、計 4,228 m²を借り受け、みかんの栽培を予定しております。

次に、1 ページの 3 番から 7 番をご覧ください。[] さんです。[] の [] さんのもとで玉葱の栽培を学び、今回の申請にいたしました。[] 外 4 筆の畑、計 2,000 m²を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、9 ページの 1 番から 3 番、30 ページの 166 番から 31 ページの 171 番をご覧ください。[] さんです。[] でナスの栽培を学び、今回の申請にいたしました。[] 外 8 筆の畑、計 3,390 m²を借り受け、ナスの栽培を予定しております。

次に、30 ページの 163 番、164 番をご覧ください。[] さんです。J A とびあ浜松の講座でパセリの栽培を学び、今回の申請にいたしました。[] 外 1 筆の畑、計 3,136 m²を借り受け、パセリの栽培を予定しております。

次に、30 ページの 165 番をご覧ください。[] さんです。認定農業者の [] さんのもとでパパイヤや、グアバなどのハーブ系の栽培を学び、今回の申請にいたしました。[] の畑、1,276 m²を借り受け、パパイヤの栽培を予定しております。

次に、31 ページの 172 番、173 番をご覧ください。[] さんです。父親の [] さんのもとで馬鈴薯の栽培を学び、今回の申請にいたしました。[] 外 1 筆の畑、計 1,598 m²を借り受け、馬鈴薯の栽培を予定しております。

次に、31 ページの 174 番をご覧ください。[] です。[] の [] のもとで農業を学び、今回の申請にいたしました。[] の畑、2,827.88 m²を借り受け、ブルーベリーの栽培を予定しております。

次に、31 ページの 175 番から 32 ページ 196 番をご覧ください。[] です。代表取締役の [] さんが、令和 6 年 6 月 7 日に設立した、みかんの生産拡大を目的とした法人です。[] 外 21 筆の畑、計 24,554.37 m²を借り受け、みかんの栽培を予定しております。

次に、33 ページの 197 番から 207 番をご覧ください。[] です。[] でいちごの栽培をしている実家で、5 年間農業を学んだ、代表取締役の [] さんが、令和 6 年 12 月 16 日に設立した、いちごの生産を目的とした法人です。[] 外 10 筆の畑、計 11,278 m²を借り受け、いちごの栽培を予定しております。

次に、19 ページ 1 番から 30 ページの 162 番、51 ページから 55 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 185 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、公社が県知事に事前に協議し、同意を受けたものについて農用地利用集積計画により同時に成立するもので、備考欄に配分先を記載してあります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

石 川 なお、3月公告分をもちまして、法改正前の制度である農用地利用集積計画による相対利用権及び農地中間管理事業の制度は終了となります。

続いて、67ページをご覧ください。法改正後の制度によるものです。

改正された農地中間管理事業の推進に関する法律の施行により、始期が令和7年4月以降の貸借は、改正後の農地中間管理事業で行うこととなります。改正後の農地中間管理事業は、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出することとなっています。

1枚めくって頂きまして、農用地利用集積等促進計画（案）内訳表の5分類別内訳をご覧ください。今回は、合計187筆、168,475.97㎡でございます。

始期は令和7年5月20日となります。

その次の71ページから農用地利用集積等促進計画(案)が掲載されております。

71ページから83ページは、新規または更新により、新たに、農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っていくもの、85ページは、すでに農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っている農地について、集約等を行う目的で現耕作者及び新耕作者との協議が整ったものについて耕作者変更を行うものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(足立委員挙手)

議 長 はい、足立委員。

足 立 はい。調査会では、この利用権の設定の時に地目とありますけれども、現況ですか。何を目安にして書いてあるんですかね。

議 長 事務局お願いします。

河 村 農地集積G長の河村です。この農用地利用集積計画における記載地目に関しましては、実際に利用する地目を記入していただくという形になっております。ですので現在地目が田であるところにおいても、利用する内容が畑であるという形であれば、畑という地目を書いていただいているという形であります。

足 立 そうすると現況田んぼですけれども、何年以内に畑にするんですか。

議 長 事務局お願いします。

河 村 基本的に我々調査の中でですね、地目が田んぼで畑へ使うという時には、どのように使うかという確認させていただいております。基本的には利用権設定につきましては、予約的な利用という形の許可ではないものですから、あくまですぐ畑として利用していただく形になるんですけれども、もちろん現況田んぼのまま使えるという所もありますし、場合によっては少し土を入れて、排水、高畝等作った形の中での利用するところもありますので、その期間後に作付けを行うという形になっております。

足 立 現況は田んぼであっても、将来畑になるなら畑っていうことで良いですね。

河 村 そうです。

足立 それは何年後ですか。私ははっきり言いますと、37 ページの 251 から 255 の [] さんですけれども、これ全部畑になってるんですけれども、実際には 2 筆が水田なんですよ。で、一か所は畑としても、一か所だけは完全に水田なんです。そういうところを、全部畑としてブロッコリー作るという申請ですので、そうすると私の時の説明は、水田を今埋めてるからいずれ畑になると、だから畑にしちゃうんだと、こういう事でした。そうすると田んぼのままの所がありますので、それはいつになるかということをお聞きしなければなりません。それはどうですか。

議長 事務局。

河村 先程もお話させていただいたとおり、最終的にここに利用権設定で書かせていただく内容につきましては、一度全部説明をさせていただいてと思いますし、先日地区調査会につきましても、当日同席させていただいた吉山 G 長の方からもご説明させていただいたかと思いますが、この利用権設定の契約書に書くものについては、計画の地目を書いていただくという形になります。当該の 37 ページ 253 および 255 登記簿地目で水田、現況も水田ということになっておりますけれども、計画としてブロッコリーの畑として利用されるとのご申請をいただいております。計画の中では、土を入れて、畑として利用している形で利用しておりますので近々のうちに、利用権設定がされた後に土入れがされると考えております。何年後にという形のもの、そういうご申請の内容にはなっていないものですから、最終的に利用される内容についての地目で書かせていただいております。

足立 将来ですね、将来本当に使う田んぼが、畑になって使うかどうか確認をしてからでも遅くないと思うんですね。利用権設定するの。そこら辺をもっと明確にした方がいいと思います。それからもう一つ指摘したのは、水田ですので、ここ用水の土管が埋まっています。それをここの方は埋めているんですけれども、土地改良によってその土管を埋めていいかどうか、許可をとってあるんですか、ということで私指摘したんですけれども。それはどうですかね。

議長 事務局お願いします。

河村 場合によっては水田には地下にパイプラインが入っているという形がございます。その場合につきましては、地主さん、それと耕作者さんの方でお話をいただいて、必要であれば、土地改良区の方、あるいは土地改良区以外にもさまざまな制約というのが土地にはかかっております。それは各々利用者の責任において確認をしていただくという形にさせていただいております。そしてもし当該地に入っているのであれば、今回利用権設定の審査の中では対象外になっております。そのようなものが入っているという事で、確認するようにと利用権設定者の方に説明をしております。

足立 トラブルになったときには何も責任がないということね。農業委員会はこういうことで、私がそういう問題があると言ったんだけど、それが今、「当事者間の事」ということだったら、指摘していないということですよ。調査会にて「問題がある」と。

議長 事務局。

河村 今申し上げましたように、各法令においてですね、必要な審査というのをしております。それ以外にもですね、いろいろなものが関連するというのが土地ですので、そこ

河 村 に関しましては今日、このようなご指摘をいただいたという形ですので、管が入っているのが確実であれば、[]さんの方にお伝えさせていただいて、注意喚起をさせていただくという形になると思います。

足 立 調査会で指摘してますよ。

河 村 申し訳ありません。いずれにいたしましても []さんの方には、田んぼの中に管が入っている可能性があるので、確認して安全に利用されるようにお話を伝えさせていただきます。

足 立 実際には調査会のときに、この問題は解決したと、そういう回答を私、持っていたんですけども。「初めて聞いた。」とか、そういう発言があるんですけども。調査会の意見は反映されていないように思います。ちょっと残念なんですけれども。私も色々発言するんですけども、確実にそちらの方に伝わっていないと、そんな風に思ってますんで。調査会で言ったことは確実に伝えた、という事を、この次の調査会でしっかりと報告願います。

議 長 他に何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 21 号議案「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画案への意見について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認め、承認することといたします。それでは、[]委員はご入室をお願いします。

([]委員入室)

議 長 次に、報告事項の第 16 号から第 22 号までを、事務局から、報告をお願いします。

齋 藤 議案 33 ページをご覧ください。報告事項につきましては、一覧のとおりでございます。

報告事項については以上でございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

その他としまして、委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

今後情報提供として、各地区調査会で農業委員の皆さんが、こういう活動をしている、という事を、順番に一人ずつ言っていただくという事があるかもしれませんので、ご承知おき願いたいと思います。

議 長 それでは、事務局からその他連絡事項がありましたら、お願いいたします。

- 局 長
- ・農業会議情報について
 - ・最適化活動の点検・評価について
 - ・令和 7 年第 4 回農業委員会総会

縣 齋 藤

日時 令和 7 年 4 月 16 日(水) 午後 2 時 30 分から

場所 浜松市役所 北館 1 階 101・102 会議室

- ・役員・幹事連絡調整会

森 島 ・最適化活動の点検・評価に向けての、中瀬・赤佐・亀玉地区の取り組みについて
鈴木緑 ・全国農業新聞の購読状況について
議長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、
ご熱心な討議ありがとうございました。これをもちまして、第3回浜松市農業委員会総
会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時57分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日 ()

会 長

委 員

委 員